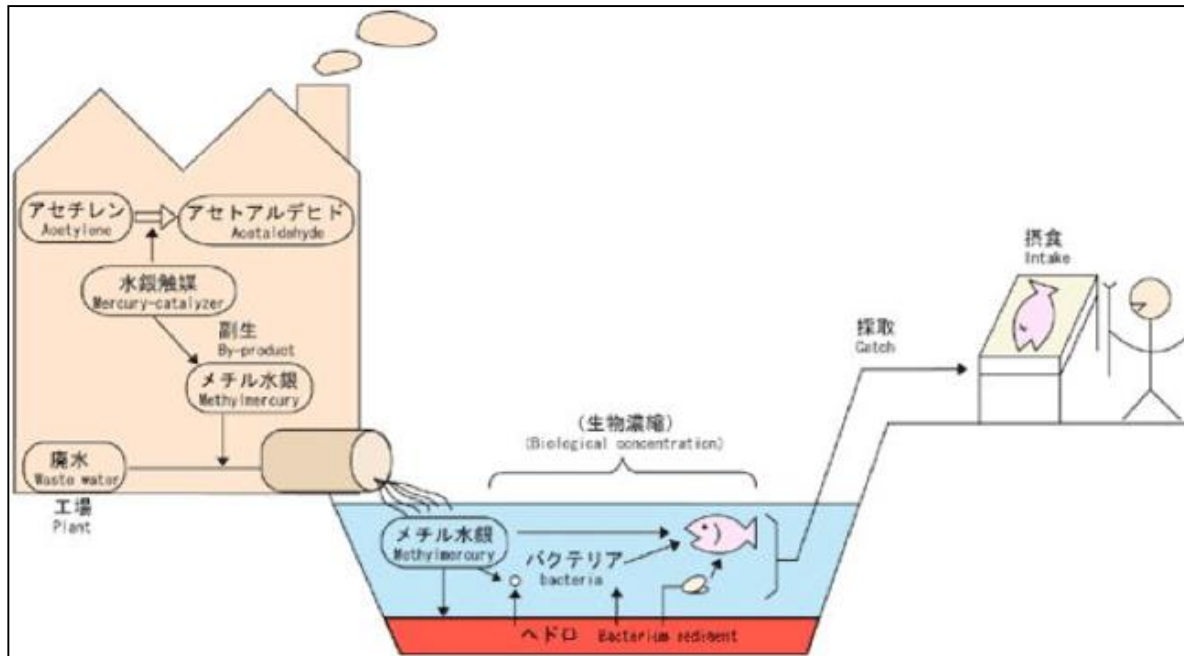


2022年度 水俣学講義 その2

食物連鎖と社会的食物連鎖



- なぜ、汚染された魚を食べたのか、どのようにして食べたのか
- 汚染と被害はどのように広がったのか

チッソはなぜ廃水を無処理で流したか（1932年～1968年）

- 毒物は薄めれば、無毒になるのか??
- 水銀が猛毒であることは知っていたのか
- 戦前から何度も漁業補償を行っていたが
- なぜ、排水規制がされなかったのか
 - 漁民、漁村への差別の目、地方への差別の目

「原因究明」の虚構と被害の拡大

水俣病の原因が不明だった、だから生産も止めなかったし、排水規制もしなかった。

▶ 原因究明という名前の原因隠し

☞ 原因が不明

☞☞ 原因物質が不明

☞☞☞ 原因の由来が不明

☞☞☞☞ 原因物質と病気の因果関係が不明

▶ 歴史に否定されたいくつものこと

被害民の暮らしと闘いの足跡

- 貧困と見舞金契約（1959年12月30日）
- 水俣病訴訟（1969-1973）
- 認定を求める患者たち（1974～ ）

NHKドキュメンタリー「日本の素顔」
1959年11月29日放映



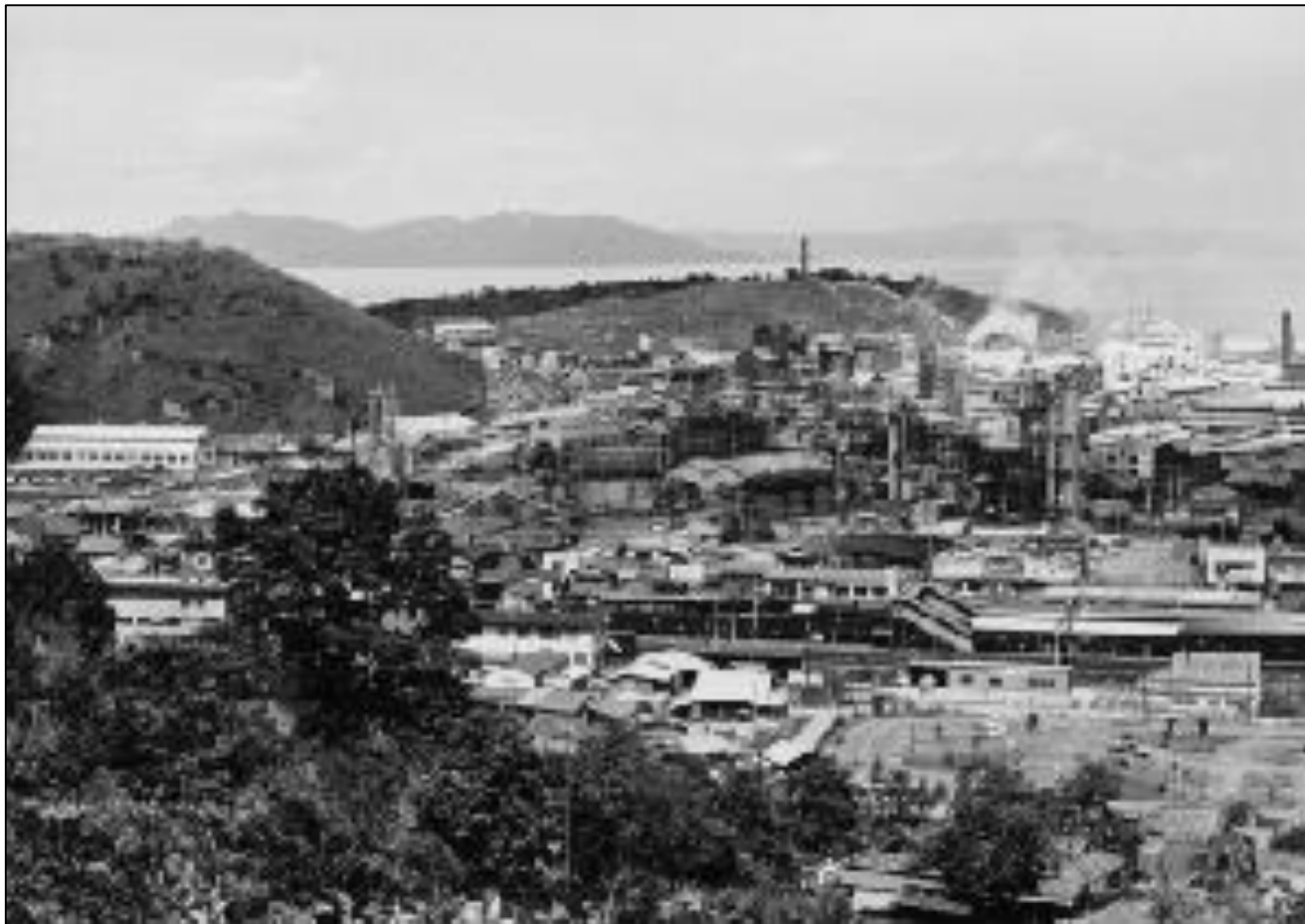
NHKアーカイブスで見ることができます。「奇病のかげに」+NHKで検索。
26分。

繁栄の街、水俣?



昭和35年 水俣チッソ工場 写真提供:小形(元チッソ労働者)

チッソ水俣工場 1960年



チッソ水俣工場

昭和35年撮影、水俣市立水俣病資料館提供

公害の原点、水俣病
その時は孤立していた

1959年12月
患者家族の工場正門
前座り込み



水俣病患者・住民の暮らし

患者の暮らし 貧困と差別

—医師の訪問と隠れる患者—

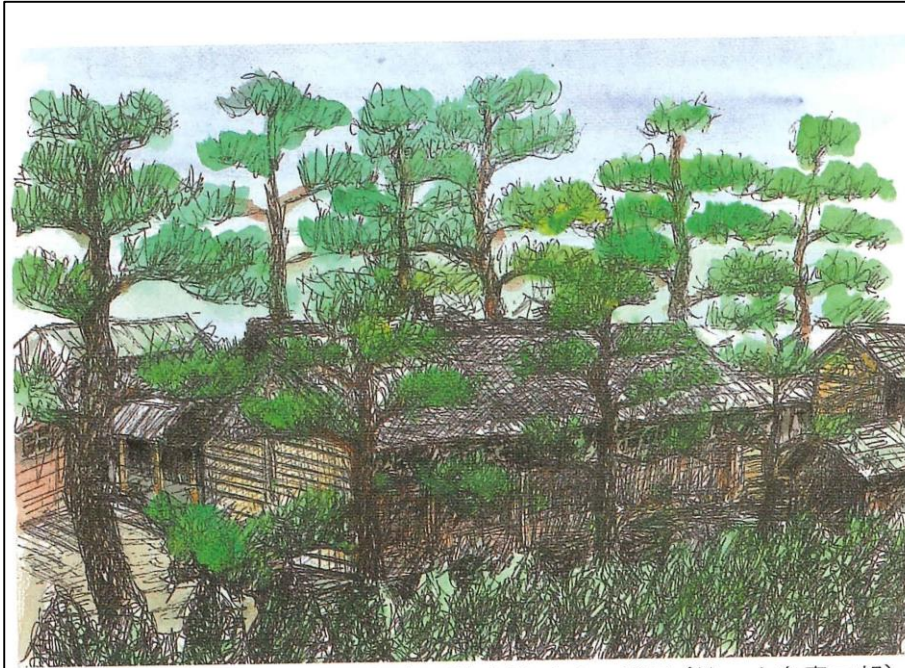


漁民たちの生活の窮迫



写真は原田正純先生

水俣病発生当時の避病院（伝染病院）



当時の避病院イメージ図（絵・小島憲二郎）

板の上に筵を敷いた異臭のする部屋に患者は寝かされていた。
（徳臣医師が）訪問すると消毒の臭いが取れなかった。

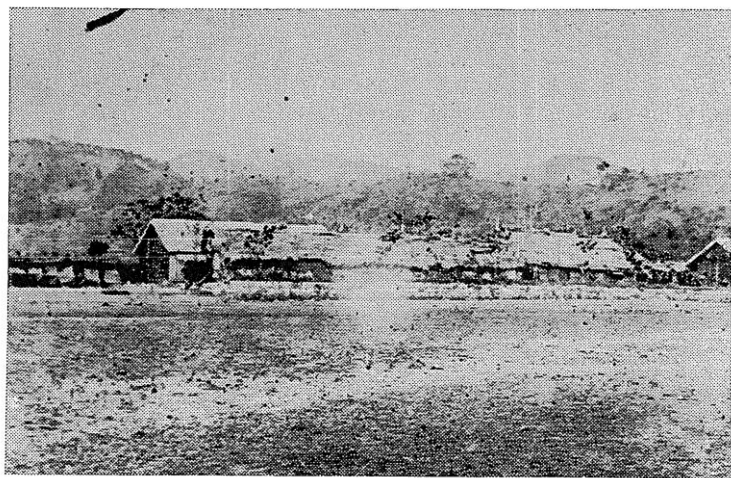
徳臣晴比古

『水俣病日記 - 水俣病の謎解きに携わった研究者の記録から』 熊本に日日新聞社、1999年

水俣避病院（伝染病院）開設とコレラ

明治10年10月、水俣地方においてコレラ大流行。日本赤十字社の前身博愛社は富岡敬明熊本県権令の要請に応じ、軍医部長の許可を得て、医員助竹崎季薫を「水俣伝染仮病院」に派遣し、コレラに苦しむ多くの患者の救護にあたらせた。この時、創設者佐野常民は富岡から感謝状を与えられている。

明治33年伝染病予防法に基づく伝染病院となる。



白浜の避病院全景（赤星衛吾氏撮影）（明治26年ごろ）



白浜の避病院（赤星衛吾氏撮影）（明治26年ごろ）

朝の賑わい：活気あふれる魚市場

(昭和30年代)



写真 ○○さん提供

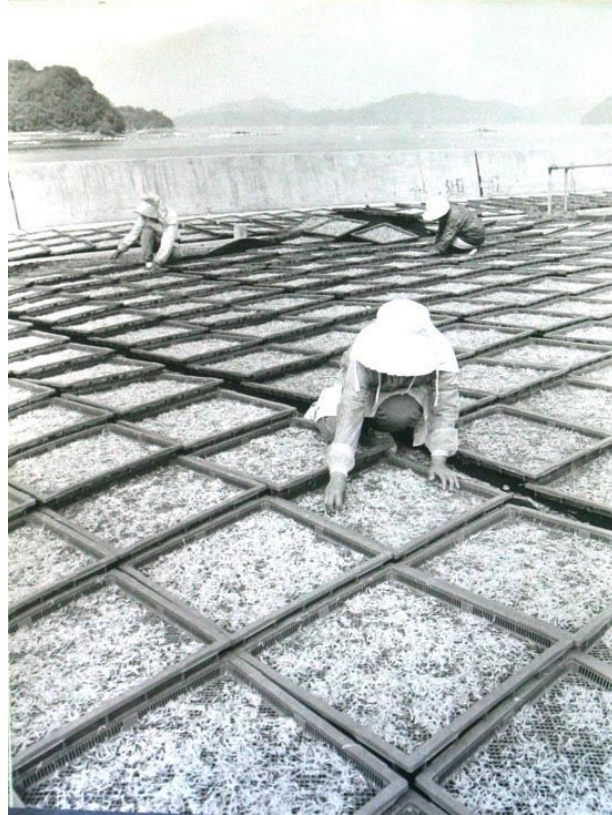
1950年代不知火海の漁業



昭和30年頃の漁民の一統の記念写真



写真提供：松崎忠男



とれたイワシをゆでて天日で干す

水俣病患者Iさん：2014年3月31日
判決で水俣病と認められたが。（最高裁で係争中）



水俣病患者のたたかい（1969年～）

チッソ本社前座り込み



命を返せの叫び
チッソの責任：あやま
れ
被害の償い



水俣病訴訟へ（1969年提訴）

- 1968年9月政府公式見解
- （水俣病は工場廃水による公害）
- 1969年6月水俣病患者原告がチッソを相手に損害賠償請求訴訟
- 1973年 患者の全面勝訴
→ 補償協定書締結
- 行政認定を受けた者に適用
→ 未認定問題の浮上



水俣病についての行政の責任

(2004年10月最高裁判決：関西訴訟)

水俣病 国と県に責任



水俣病関西訴訟判決後、「国・熊本県の責任を認める」と言われた熊井英を手に、支援者らに迎えらる
 川上敏行熊本県長（左から2人目）＝15日午後、熊本県

最高裁 初判断

規制怠り被害拡大

未認定37人に7150万円賠償

水戸黄門漫遊記をめぐって、高橋正仁の責任をめぐっては、大阪高裁を審く六つの下級裁判が、判断分岐の点で一致し、唯一上告で争われた福岡訴訟で、最高裁が初めて被害防止策を講じた。判決は四敗四判官全一致になった。

【水俣病関西訴訟の判決骨子】

国は1959年12月末には、チッソの工場排水について旧水質二法による規制権限を行使すべきだった。

国が60年1月以降、規制権限を行使せず被害を拡大させたのは、著しく合理性を欠き違法だ

熊本県も国と同様の認識を持ち、漁業調整規則で規制権限を行使する義務があった

国と県には、患者37人分の約7150万円の賠償責任がある

59年12月末以降に転居した患者8人については、国、県の適正な不作為と損害の因果関係を認められない

[illegible][illegible][illegible]

関西訴訟原告側が勝訴

熊本曰新聞

朝刊
発行所
熊本日日新聞社
〒100-4506 熊本市市安町11
社代表 (096) 361-3111
©熊本日日新聞社 2004

10月16日
(土曜日)

●●●紙面から

[2] 米軍再編で政府対案が判明
⑤ 県もBSSE全頭検査を継続へ
⑥ 特定郵便局長を完全公募制に
⑦ 元警部補、押収物で100万円詐取

[2] 社説 問い直さ

⑧ 平山由紀子
⑨ 中野信子
⑩ 経済スポ

[2] 歓声 涙、怒り―長かった22年

水俣病の患者・被害者はどれだけいるのか

- 1) 正しい解答はない
- 2) およそ10万人は下らない

新規発生はないが
潜在被害者が少しずつ表に出てきている

水俣病認定申請の状況

公害健康被害補償法に基づく

(単位：人)	申請数	取下	申請実数	処分済			未処分
				認定 (現存者)	棄却	小計	
熊本県	21,373	6,759	14,614	1,786 [304]	11,784	13,570	1,249
鹿児島県	8,981	4,232	4,749	492 [117]	3,719	4,211	773
新潟県・新潟市	2,565	327	2,191	704 [168]	1,382	2,086	152
(小計)	32,872	11,318	21,554	2,982	16,885	19,867	2,174
国（臨時措置法）	483	79	404	33	340	373	31

2015年11月末、熊本は12月。申請総数は日々変化しています。

水俣病特措法救済策対象者数

(単位：人)

一時金等の給付申請者数					切替者数(※ 1)	総数
	① 一時金等 対象該当者数	② 療養費 対象該当者数	③ ①、②のい ずれにも非該 当者数	④ 合計 (①+②+③)		
熊本県	19,306	3,510	5,144	27,960	14,797	42,757
鹿児島県	11,127	2,418	4,428	17,973	1,998	19,971
新潟県	1,811	85	77	1,973	29	2,002
						64,730

2010年水俣病特措法に基づく医療給付申請者とその判定結果
2012年7月締め切り